

# 子どもの育ちを支える運動展開中!!

平成 26 年 11 月 7 日発行

## 全私保連ニュースⅡ 《平成26年9号》

公益社団法人 全国私立保育園連盟  
東京都台東区蔵前 4-11-10 全国保育園館  
電話 03-3865-3880 FAX 03-3865-3879  
(送信枚数計 5 枚)

### ◇ 国「子ども・子育て会議（第19回）、基準検討部会（第23回）合同会議 について」（10月24日）の開催について ◇

◇ 10月24日子ども・子育て会議（第19回）、基準検討部会（第23回）合同会議が10:00～12:30に開催されました。当日の傍聴概要についてご参考までご紹介します。

議事内容 (1)特例給付・特例地域型保育給付について (2)認定こども園に係る対応について (3)その他

〈ポイント〉

- 特例給付・特例地域型保育給付については、各委員より概ね賛意が示された。
- 認定こども園に係る対応については、各委員より賛意が示されたと共に財源確保の必要性についてあらためて確認された。

※以下敬称略

- ・無藤部会長より開会挨拶が行われた。
- ・事務局より出席者及び代理出席者について紹介、説明が行われ定足数を満たしている旨報告された。併せて議事進行について説明された。

#### (1) 処遇改善等加算、使途制限のあり方について

- ・事務局より資料1「特例給付・特例地域型保育給付について」の説明が行われ協議が行われた。

資料1「特例給付・特例地域型保育給付について」(平成26年10月24日)より抜粋、引用

#### 特例給付に関する考え方の整理

##### (1) 給付費等の種類

○ 給付費等については、法律上以下のものが規定されている。

##### i) 施設型給付費

- ・ 特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)を利用する教育標準時間認定、保育認定(満3歳以上、満3歳未満)を受けた子どもに対応。

##### ii) 特例施設型給付費

- ・ 緊急時の償還払いや地域に認定区分に対応する施設がない場合など、市町村が必要と認める場合に対応。

##### iii) 地域型保育給付費

- ・ 保育認定(満3歳未満)を受けた子どもに対応。

##### iv) 特例地域型保育給付費

- ・ 緊急時の償還払いや地域に認定区分に対応する施設がない場合など、市町村が必要と認める場合に対応。

##### (2) 特例給付の利用形態

○ (1)のとおり、i)施設型給付費、iii)地域型保育給付費については、それぞれの認定区分に応じた施設・事業を利用した場合に給付されるものであるが、ii)特例施設型給付費、iv)特例地域型保育給付費(特例給付)については、緊急利用時の償還払いや地域に認定区分に対応する施設がない場合など、本来であれば給付を支給できないものについて例外的に、市町村が必要と認める場合に給付することとされている。

○ この特例給付について、法律上規定された利用形態を整理すると、

#### I 緊急利用時の償還払い

- 認定申請後、認定の効力が発生するまでの間、緊急その他やむを得ない理由により、
  - a 教育標準時間認定を受けた子どもが、認定区分に対応した特定教育・保育施設を利用する場合
  - b 保育認定を受けた子ども(満3歳以上)が、認定区分に対応した特定教育・保育施設を利用する場合
  - c 保育認定を受けた子ども(満3歳未満)が、認定区分に対応した特定教育・保育施設を利用する場合
  - d 保育認定を受けた子ども(満3歳未満)が、特定地域型保育事業を利用する場合

<想定される具体的な事例>

- ・教育標準時間認定を受けた子どもについて、年度途中での引っ越しに伴う、市町村を異にする転園等の場合には、転入先の市町村で新たに認定を受ける必要があるが、市町村の認定事務が遅延するケース
  - ・保護者の緊急的な入院等の事由により保育の必要性が生じた場合など、緊急に保育所等への入所が必要な場合に、支給認定証の交付事務が遅延するケース
  - ・震災その他の災害等の発生により、市町村の認定事務が遅延するケース
- ⇒ それぞれの「認定区分、施設・事業に応じた公定価格を基準として市町村が定めた額\*」から「認定区分に応じた利用者負担額」を控除した額を利用者に対して償還払い
- \* 通常、国基準の公定価格と異なる額とすることは想定されない。

II 本来の定員設定がない施設・事業を利用する場合

(特例給付の設定に当たっての基本的な考え方)

- ・公定価格の設定上、施設・事業ごとに算定する費用が異なる(給食費や小規模の+1人の配置等)が、当該ケースにおいては、運営基準に基づき、実際に利用する施設・事業に適用される基準により特別利用教育・保育等を提供することになるため、特例給付の設定に当たっては、実際に利用する施設・事業の公定価格をベースに設定。

○地域に認定区分に対応する施設がない場合などに、

- e 教育標準時間認定を受けた子どもが、保育所を利用する場合(特別利用保育を提供)で、以下のケースに該当するものとして市町村が必要と認める場合

<想定される具体的な事例>

- ・教育標準時間認定を受けた子どもが、地域に幼稚園、認定こども園がない(又は定員に空きがない)ため、保育所を利用するケース(2・3号認定の利用定員の範囲内での受け入れが原則)
  - ・保育認定を受けて、保育所を利用していた子どもが、保護者の就労状況等の変化により保育認定の際の要件に該当しなくなったが、5歳児など小学校就学までの円滑な移行に配慮することが必要なケース
- ⇒「保育所の2号認定(短時間)の単価(基本分)から給食材料費相当額を控除した額\*」から「1号認定の利用者負担額」を控除した額を支給(施設が法定代理受領)
- \* 加算部分、調整部分については、保育所と同様。
- ※ 1号認定子どもが保育所を利用する場合であっても、1号認定に係る幼稚園等の公定価格における対応と同様に、職員の人件費等については年間を通じて算定する。

- f 保育認定を受けた子ども(満3歳以上)が、幼稚園を利用する場合(特別利用教育を提供)で、以下(上2つ)のケースに該当するものとして市町村が必要と認める場合

<想定される具体的な事例>

- ・保育認定を受けた子ども(満3歳以上)が、地域に保育所、認定こども園がないため、幼稚園を利用するケース
  - ・保育認定を受けた子ども(満3歳以上)が、保育所、認定こども園、特定地域型保育事業の利用を希望したが、利用調整の結果、定員に空きがないことから幼稚園に入園するケース
- ⇒「幼稚園の1号認定の公定価格」から「1号認定の利用者負担額」を控除した額を支給(施設が法定代理受領)
- ※ その上で、通常の教育時間を超える利用については一時預かり事業(幼稚園型)により対応する。

- g 教育標準時間認定を受けた子どもが、特定地域型保育事業を利用する場合(特別利用地域型保育を提供)で、以下のケースに該当するものとして市町村が必要と認めた場合

<想定される具体的な事例>

- ・教育標準時間認定を受けた子どもが、地域に幼稚園、認定こども園がない(又は定員に空きがない)ため、特定地域型保育事業を利用するケース。(3号認定の利用定員の範囲内での受け入れが原則)
- ・教育標準時間認定を受けた子どもが、保護者の希望により事業所内保育事業の従業員枠を利用するケース(3号認定の利用定員の範囲内での受け入れが原則)
- ・離島その他の地域に所在しており、地域に特定教育・保育施設が存在しない場合。→後述

- h 保育認定を受けた子ども(満3歳以上)が、特定地域型保育事業を利用する場合(特定利用地域型保育を提供)で、以下のケースに該当するものとして市町村が必要と認めた場合

<想定される具体的な事例>

- ・特定地域型保育事業を利用している保育認定を受けた子ども(満3歳未満)が、年度の途中で満3歳を迎えたが、当

該年度内において、引き続き特定地域型保育事業を利用するケース(3号認定の利用定員の範囲内での受け入れが原則)また、満3歳を迎えた年度を超えてもなお、受け入れ先の確保が困難な場合については、満4歳を迎える年度中に受け入れ先を確保することを基本として、市町村がやむを得ないと判断する場合に限り引き続き利用することを可能とする。(3号認定の利用定員の範囲内での受け入れが原則)

・特定地域型保育事業を利用している保育認定を受けた子ども(満3歳未満)が、年度の途中で満3歳を迎えたが、保護者の希望により、市町村が必要と認める範囲内で、引き続き特定地域型保育事業を利用するケース(3号認定の利用定員の範囲内での受け入れが原則)

・離島その他の地域に所在しており、地域に特定教育・保育施設が存在しない場合。→後述

### Ⅲ 離島その他の地域における取り扱い

○ 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域で、

i 教育標準時間認定を受けた子どもが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業以外の事業を利用する場合(特例保育を提供)

j 保育認定を受けた子ども(満3歳以上)が、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業以外の事業を利用する場合(特例保育を提供)

k 保育認定を受けた子ども(満3歳未満)が、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業以外の事業を利用する場合(特例保育を提供)

⇒「内閣総理大臣が定める額(事案ごとに個別に承認)を基準として市町村が定める額」から「認定区分に応じた利用者負担額」を控除した額を支給(事業者が法定代理受領)

※ 現行の「へき地保育事業」からの移行が想定されるが、当該「特例保育」は、「特定」施設・事業としての基準の適用を受けない特例的な事業であることから、まずは地域型保育事業の利用定員の運用面等における離島その他の地域に係る柔軟な取り扱い\*により、できる限り「特定」施設・事業への移行を基本とし、その上でなお移行が困難な場合のセーフティネットとしての運用が必要。

\* へき地保育事業からの移行が想定される地域型保育事業については、3号認定の利用を原則とした事業であるが、離島その他の地域については、1号認定、2号認定の受け入れを柔軟に認める(g・hの特例地域型保育給付による対応)。また、小規模保育事業について、離島その他の地域については定員19人を超える受け入れを柔軟に認める。(その際の特例地域型保育給付の公定価格の水準は、特例地域型保育給付の水準(g・hの水準)をベースとして、定員超過の割合に応じて調整。)

#### ＜ 委員の主な意見概要 ＞

- 特例給付について考え方の整理を今回して頂いた。基本的に支持をしたい。都市部では教育標準時間の認定の子どもが保育所を利用することが多く想定される。現在各自治体では9月議会で利用者負担を条例化する中でタイムリーでもある。
- 人口減少地域において例えば保育所しかない地域についても特例に当たった対応をしていくことになることも想定されるが、自治体にも選択肢がある中ですべての子どもを受け入れられる認定こども園になり、施設型給付を受けられるようにしていくということも考えられるので、そうした方向の中でこうした特例給付も整理していく必要がある。
- 概ね感謝するが、保育認定を受けた子どもが幼稚園を利用する場合のfのケースについては、教育標準時間の利用者負担の方が高くなるケースもある等何らかの調整が必要なのではないか。教育時間が仮に5時間であれば残りの3時間については幼稚園型一時預かりにあたるのか等伺いたい。幼稚園型一時預かりについては連続して毎日、在園児も利用できるのか。
- 中間山地等で家庭的保育を利用する場合等、やはり認定こども園等の選択肢も残しながら進めて頂きたい。
- 離島その他の地域の取扱いについては、できる限り特例給付を適用する必要がある。すべての子どものために利用者の権利性を重視した立場で考えることが重要。また安易に特例給付が拡大することにならないようにして頂きたい。
- 今回のこの特例給付の整理で良いと思う。
- 今後とも各自治体の弾力的な対応ができるように進めて頂きたい。
- とても素晴らしい制度を創って頂いて感謝申し上げる。本日の資料で小規模保育について各自治体にアンケートを行った結果8割が小規模保育に意欲が見られた。一方で連携園の課題が多く出された。そうした中で、状況により連携園が見つからない場合小規模保育に居られるという今回の特例

給付は非常に良い制度。ところで保育士試験の複数化については、とくに東京都にぜひ手を挙げて頂きたい。地域型保育の保険について、小規模についての検討状況について伺いたい。

(事務局説明概要) 災害共済給付制度の対象に地域型保育事業を位置づけることは現在前向きに検討する方向で文科省・厚労省と連絡会議を設けて開始している。できる限り早急に進めたいが、法律改正が必要ということになると時間を少し頂くことになる。

- ・幼稚園型一時預かりについての1号子どもについては4時間を基本に設定しており、各園の利用時間に応じて、全体の中で基本分に応じて設定している。例えば5時間の教育時間設定であれば3時間の基本分設定ということになる。また幼稚園型一時預かり事業の在園児以外の子どもについては現在も検討を進めている。一般型を含めて予算編成過程でどのようにしていくかということであり調整中である。
- ・市町村の計画の策定状況については9月位までに策定を進めて10月の月上旬位に報告をするように要請しているが、各自治体の事情もあり、物理的に現時点では作業も膨大で目処が立っていない。

## (2) 認定こども園に係る対応について

- ・事務局より・事務局より資料2「認定こども園に係る対応について」について説明がなされた。

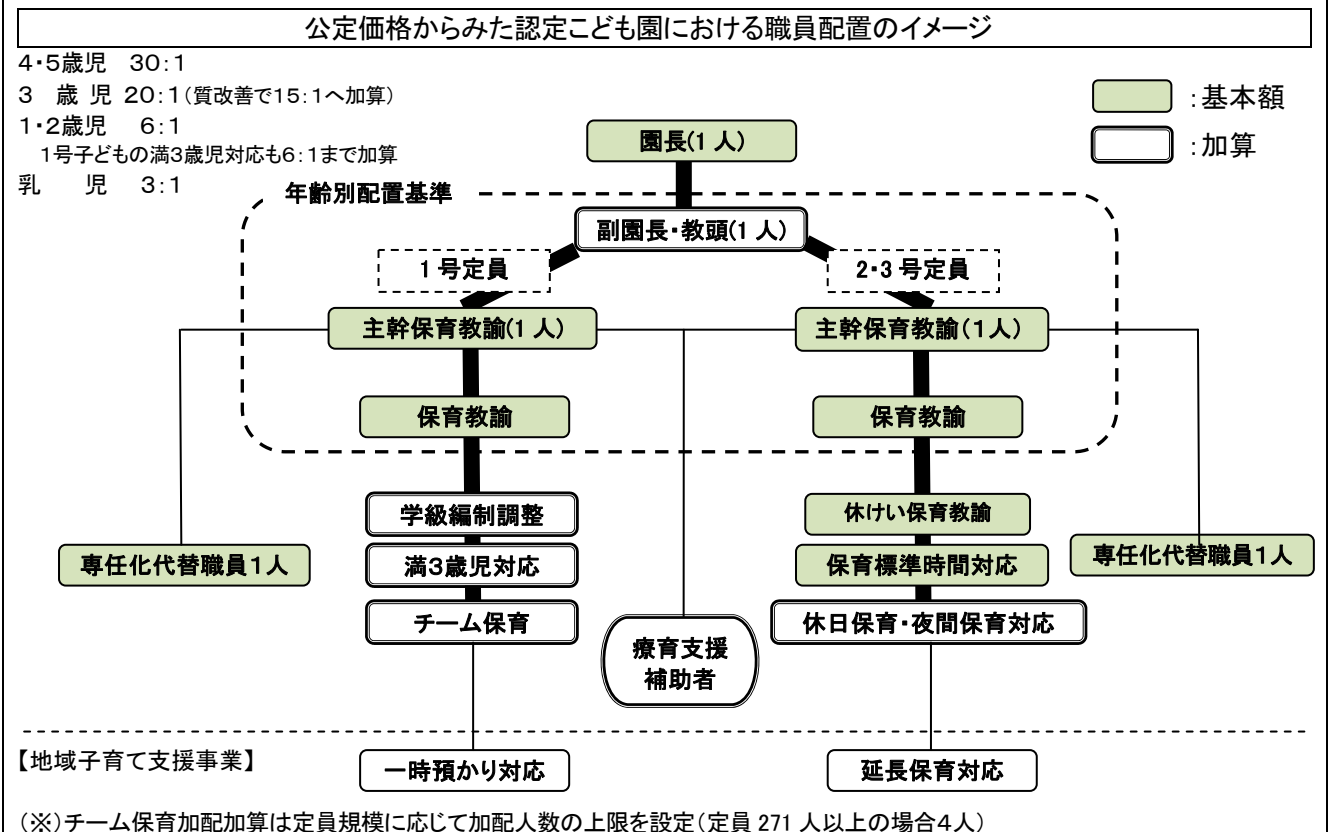
資料2「認定こども園に係る対応について」(平成26年10月24日)より抜粋、引用

**当面の対応の基本方針**

本年5月末に示された公定価格の仮単価提示を受けて、下記事項の検討ないし対応について、最大限努力する。

記

1. 公定価格について、下記の各事項を早急に検討すべき課題と位置付ける。  
具体的な対応案の詳細の内容については、予算編成過程で検討する。
  - ① 現に幼保連携型認定こども園を運営している施設が新制度に基づく幼保連携型認定こども園に移行する場合における施設長の人件費に係る経過措置
  - ② 少人数の1号定員を設定する認定こども園について、公平性の観点から、1号認定固有の加算項目に係る加算要件のあり方
  - ③ 定員規模に応じた各種加算・加配要件等のあり方
2. 各都道府県等の地方自治体独自の助成内容に係る検討及び方針の早期公表等の要請(9月4日要請、10月1日付事務連絡で改めて要請済)



当連盟の橘原委員から下記について述べられた。

(橘原委員)とくにチーム保育については、新制度のもとでは幼稚園や認定こども園においても、保育所と同様に年齢ごとに、職員配置基準が実施されることになっていることに鑑み、保育所についてもチーム保育加算に準じた加算を適用して頂きたい。

〈 委員の主な意見概要 〉

- 最大限努力する必要があることは財源確保である。当面の認定こども園移行に向けて努力することがいま必要なことであり、そうした意味でも事務局案を支持したい。
- 今回挙がっている基本方針の案に賛成したい。あらためて認定こども園の趣旨を説明して新制度上の移行が不利にならない旨自治体、幼稚園関係者に周知して頂きたい。
- ある程度経過措置も含めて加算措置の在り方を検討することは必要。しかし、とても慎重な状況にある中で、公定価格が基本になるので万一それが確保できない場合は、変な形で数字合わせがされるようなことにならないように、仮単価の圧縮にもならないようにして対応して頂きたい。
- 大規模施設程大幅に単価が低くなることのないようにご検討をお願いしたい。財源確保については、手だてと道筋をしっかりと講じて頂きたい。
- 内容については支持したい。予算の増額が考えられるので、その点についてはシミュレーションをして頂きたい。
- 当面の対応についてはぜひ最大限の努力をお願いしたい。
- チーム保育については、やはり公平性の観点から検討していく必要がある。ほとんどの保育所が国の基準で通常の運営を行っていることをご理解頂きたい。
- 当面の対応については、良いことと考えるが、これらの課題についてはこれまで既に議論をしてきたこと。定員の多い所が収入は多いことを勘案していく必要がある。やはり財源確保が重要でありそのことについて進めて頂く中で、幼・保・認定こども園それぞれの役目を再確認して頂いて一緒になって良いものを創っていくことが必要。
- 保育所の騒音問題についてぜひ研究会等を設置して検討を行って頂きたい。  
(事務局説明概要)財源確保については引き続き汗をかいていきたい。併せて本日お示しした基本方針に沿った適切な対応を実現に向けて努力していきたい。
  - ・私学助成についてはこれまでそれぞれの自治体の切磋琢磨の中で充実を図って頂いたところについてはぜひご尽力をお願いしたいということ。
  - ・私立保育所については、現行の保育の実施のしくみを踏まえ、新制度においても市町村からの委託による保育を実施するしくみになった。私立保育所の利用については市町村との契約に基づき保育が提供され利用者負担は市町村が直接徴収する個人給付ではなく委託費として支給することになっている。委託費の金額については施設型給付と同じ考え方に基づき基準を策定することになっている。
  - ・保育所の騒音問題については、問題点を共有させて頂いて勉強していきたい。
- ・事務局より、参考資料1「子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の周知・広報等の取組状況」について触れられた。
- ・次回の開催日程については追って連絡する旨が触れられた。

以上

※ なお下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。

内閣府 > 少子化対策トップ > 子ども・子育て支援新制度について > 子ども・子育て会議

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo\\_kosodate/index.html](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html)

\* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAX を停止しメール送信に切り替えます。FAX: 03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp